

がんと6大疾病に
まとまった一時金でそなえる保険

スマイルセブン

無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S

α



平成29年7月作成

がんと6大疾病について 考えてみましょう。

ご存知ですか①



高脂血症、高血糖、高血圧は、「がん」**「6大疾病」**などの生活習慣病と密接な関係にあります。

ご存知ですか②



怖いのは「がん」だけではありません。**「6大疾病」**も身近なリスクです。

がん

悪性新生物・ 上皮内新生物

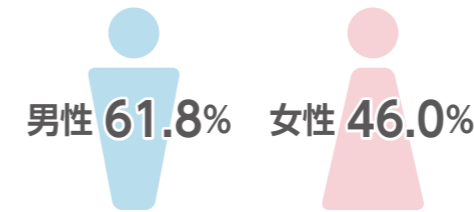
細胞の一部が突然変異を起こして異常増殖するのが「がん」です。

「がん」を引き起こす代表的な原因として、喫煙や食事、運動不足などの生活習慣要因があります。それ以外にも、ウイルス感染に起因するものなど、さまざまな要因から「がん」は引き起こされます。

生活習慣病の
原因となるもの

がんの罹患率

生涯で「がん」に罹患する確率は「約2人に1人」となっています。



*公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'15」

罹患数の多いがん

男性	1位▶胃	2位▶大腸	3位▶肺
女性	1位▶乳房	2位▶大腸	3位▶胃
全体	1位▶大腸	2位▶胃	3位▶肺

*国立がん研究センター がん対策情報センター(2012年)より朝日生命で試算(上皮内新生物は除く)

7大疾病

6大疾病

急性心筋梗塞

動脈硬化(血管の老化)により、心臓に血液を供給している血管(冠状動脈)が完全につまると「急性心筋梗塞」になります。

脳卒中

(脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞)

動脈硬化(血管の老化)により、脳の血管が詰まったり破れたりすると「脳卒中」になります。

糖尿病

血液中の糖の濃度が高まり、持続的に血糖値が高くなっている状態が「糖尿病」です。合併症として、心筋梗塞や脳卒中などの血管障害を引き起こすことがあります。

高血圧性疾患

高血圧を放置すると動脈硬化(血管の老化)が進行し、血管の壁が弱くなります。合併症として、心筋梗塞や脳卒中、腎不全などを引き起こすことがあります。

慢性腎不全

腎臓の機能が低下し徐々に悪化するのが「慢性腎不全」です。症状が進行すると、高血圧や心不全などを引き起こすことがあります。

肝硬変

ウイルス性、アルコール性の「肝炎」は「肝硬変」へ移行する可能性があります。さらに症状が進行すると、肝臓がんになることがあります。

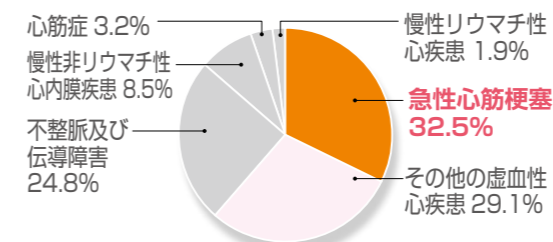
高脂血症

高血糖

高血圧

心臓病(心不全を除く)における死因の内訳

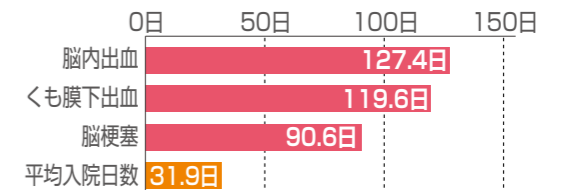
「急性心筋梗塞」が3割以上を占めます。



*厚生労働省「人口動態調査」(平成26年)より朝日生命で試算

脳卒中(脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞)による平均入院日数

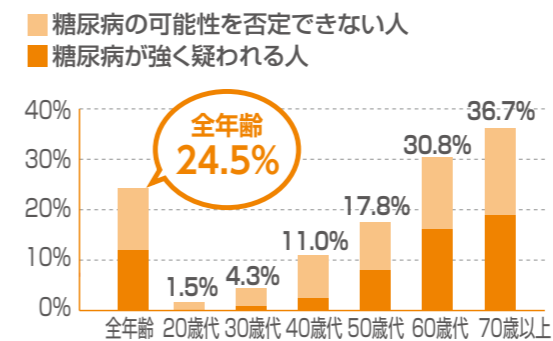
脳卒中は、入院日数が長期化することがあります。



*平均入院日数は、調査対象期間中に病院、一般診療所を退院した患者の在院日数の平均
*厚生労働省「患者調査」(平成26年)

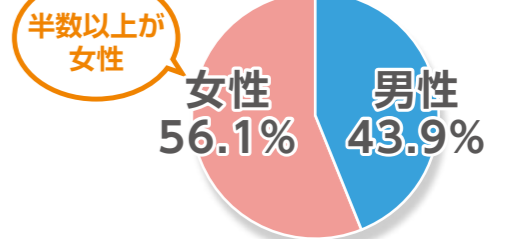
糖尿病が疑われる人の状況

(「糖尿病が強く疑われる人」および「糖尿病の可能性を否定できない人」)



*厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成26年)

高血圧性疾患男女別患者数割合(全年齢)



*厚生労働省「患者調査」(平成26年)より朝日生命で試算

がんと6大疾病について考えてみましょう。

ご存知ですか③



「がん」と「6大疾病」にかかる治療費用について

26日間の入院では…
約60.4万円

医療費の自己負担額	314,326円
入院時食事代の自己負担額	21,240円
差額ベッド代	150,000円
その他費用*1	118,500円
合計	604,066円 *2

胃がん

【ご参考】がんの最新治療

がんの治療は日々進化しており、がんの3大治療法(手術・放射線・抗がん剤)に加えて新たな治療法の研究、開発が進んでいます。
新たな治療法は公的医療保険制度の対象外(全額自己負担)のケースが多く、費用は高額になることもあります。

免疫細胞療法 治療例 3か月を1クールとし6回の治療を行った **約200万円**

遺伝子療法 治療例 3か月を1クールとし6回の治療を行った **約130万円**

※朝日生命調べ

51日間の入院では…
約90.0万円

医療費の自己負担額	519,899円
入院時食事代の自己負担額	53,280円
差額ベッド代	140,000円
その他費用*1	187,500円
合計	900,679円 *3

脳梗塞

*1 その他費用とは、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝いなどの諸雑費を含みます。
*2 70歳未満の給与所得者で月収53～79万円(給与等が51.5万円以上81万円未満)に該当する場合
*3 70歳未満の給与所得者で月収83万円以上(給与等が81万円以上)に該当する場合
※上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。
※公益財団法人生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2016年9月改訂)

「スマイルセブンα」の特徴

スマイルセブンαならがんと6大疾病に対する充実の保障をご準備いただけます。

特徴
1

「がん」「6大疾病」をまとまった一時金で保障!

「がん(悪性新生物・上皮内新生物)」「6大疾病(急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、高血圧性疾患)」により所定の状態のときに、まとまった一時金をお受け取りいただくことで、あらゆる治療に備えることができます。

特徴
2

まとまった一時金は回数無制限でお受け取り可能!

バージョン
UP

「がん」「6大疾病」ごとにそれぞれ2年に1回、回数無制限で「7大疾病一時金」をお受け取りいただけます。「がん」の再発・転移のリスクにもしっかりと備えることができます。

特徴
3

最高500万円のまとまった一時金!

最高500万円のまとまった一時金をお受け取りいただけるので、治療費用が高額となった場合でも、安心して治療に専念することができます。

特徴
4

まとまった一時金は早いタイミングでお受け取り可能!

「がん」は「診断確定」、「急性心筋梗塞・脳卒中」は「治療のための入院を開始または手術」をしたときに、まとまった一時金をお受け取りいただけます。

特徴
5

「がん」「6大疾病」で所定の状態になると保険料払込免除!

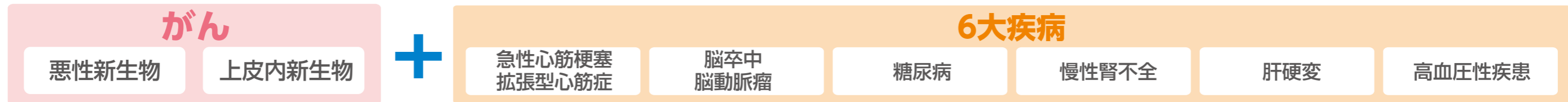
「保険料払込免除特則」を適用することで、「がん(上皮内新生物は除く)」「6大疾病」で所定の状態のときに、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

名称	お支払事由等	お支払限度等	お支払金額等								
主契約 7大疾病一時金 新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S	下記疾病により、 所定の状態に該当されたとき <table border="1"> <tr> <th colspan="2">がん</th> <th rowspan="2">6大疾病</th> </tr> <tr> <td>悪性新生物</td> <td>上皮内新生物</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	がん		6大疾病	悪性新生物	上皮内新生物	○	○	○	回数無制限 「がん」・「6大疾病」それぞれについて、 2年に1回を限度	合わせて 30万円 ～ 500万円 の範囲内で自在に 設定できます (10万円単位)
がん		6大疾病									
悪性新生物	上皮内新生物										
○	○	○									
オプション 7大疾病初回一時金 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S	下記疾病により、 所定の状態に該当されたとき <table border="1"> <tr> <th colspan="2">がん</th> <th rowspan="2">6大疾病</th> </tr> <tr> <td>悪性新生物</td> <td>上皮内新生物</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	がん		6大疾病	悪性新生物	上皮内新生物	○	○	○	1回限り	
がん		6大疾病									
悪性新生物	上皮内新生物										
○	○	○									
オプション 保険料払込免除 保険料払込免除特則	下記疾病により、 所定の状態に該当されたとき <table border="1"> <tr> <th colspan="2">がん</th> <th rowspan="2">6大疾病</th> </tr> <tr> <td>悪性新生物</td> <td>上皮内新生物</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </table>	がん		6大疾病	悪性新生物	上皮内新生物	○	—	○	以後の保険料はいただきません	
がん		6大疾病									
悪性新生物	上皮内新生物										
○	—	○									
オプション 先進医療給付金 先進医療見舞金 先進医療特約(返戻金なし型)S	所定の先進医療による療養を受けられたとき	1回 450万円 通算 2,000万円 <hr/> 1回 45万円 通算 200万円	先進医療にかかる 技術料と同額 <hr/> 先進医療給付金の 10%相当額								

▶ 生涯保障 ▶

7大疾病 (支払事由・保険料払込免除事由に該当する所定の状態は7～8ページをご覧ください)

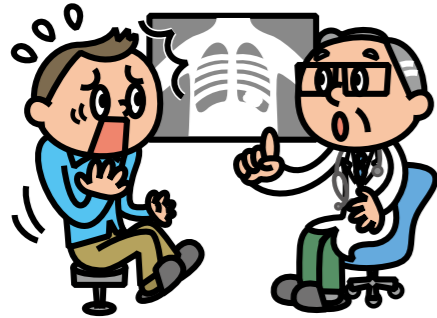


※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
 ※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

日本人に多い7つの生活習慣病に、「分かりやすく」「初期の段階から」「幅広く」備えていただけます。

がん

- 「悪性新生物」と診断確定
- 「上皮内新生物」と診断確定



特徴1

診断確定された時点で対象です!

⚠️ 上皮内新生物は、保険料払込免除の対象外です。

急性心筋梗塞 拡張型心筋症

- 急性心筋梗塞の治療のため入院または手術
- 拡張型心筋症の治療のため入院または手術



特徴2

急性心筋梗塞・脳卒中等で入院や手術をした時点で対象です!

脳卒中 (くも膜下出血 脳出血)

脳動脈瘤

- 脳卒中の治療のため入院または手術
- 脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断
- 脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術★



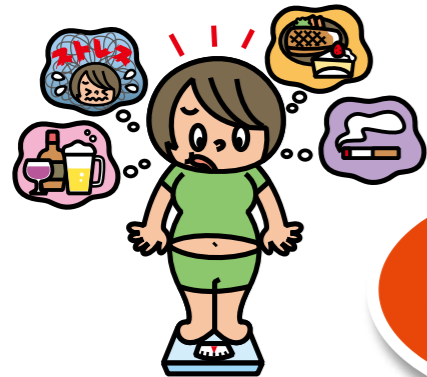
★くも膜下出血を予防する手術
脳動脈瘤コイル塞栓術 クリップ術
も保障します。

特徴3

くも膜下出血の予防手術も対象です!

糖尿病

- 糖尿病を発病し、
 - ▶糖尿病性網膜症の治療のため手術
 - ▶糖尿病性壊疽の治療のため切断術

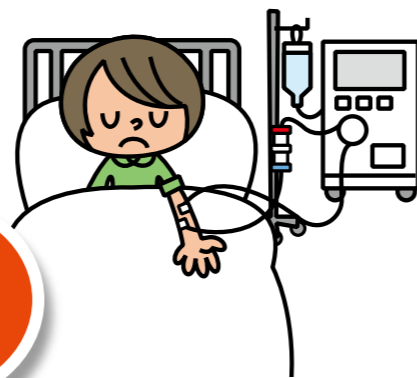


特徴4

糖尿病の合併症で所定の治療を受けた場合も対象です!

慢性腎不全

- 慢性腎不全を発病し、
 - ▶永続的な人工透析療法を開始
 - ▶腎移植手術



肝硬変

- 肝硬変を発病し、
 - ▶食道・胃静脈瘤が破裂したと診断
 - ▶食道・胃静脈瘤の治療のため手術
 - ▶肝移植手術



高血圧性疾患

- 高血圧性疾患を発病し、
 - ▶大動脈瘤等が破裂したと診断
 - ▶大動脈瘤等の治療のため手術



特徴5

高血圧性疾患による大動脈瘤の治療のための手術も対象です!

※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

がんと6大疾病の患者数

がん (悪性新生物・上皮内新生物)	6大疾病					
	急性心筋梗塞	脳卒中	糖尿病	慢性腎不全	肝硬変	高血圧性疾患
164.8万人	3.3万人	104.0万人	316.6万人	29.6万人	5.4万人	1,010.8万人

※厚生労働省「患者調査」(平成26年)

知っておきたいQ&A

Q1 すべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

「**上皮内新生物**」を含むすべての「**がん**」が再発・転移を問わず「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。



Q2 すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

「保険料払込免除特則」を適用した場合、「**悪性新生物**」が保険料払込免除の対象となります。「**上皮内新生物**」は対象なりません。

Q3 なぜ、まとまった一時金があると良いのですか？

例えば、がんの治療には、「入院」や「手術」だけではなく、通院による「抗がん剤治療」や「放射線治療」等、様々な治療法があります。**まとまった一時金があれば、このような様々な治療法に柔軟にご活用いただけます。**

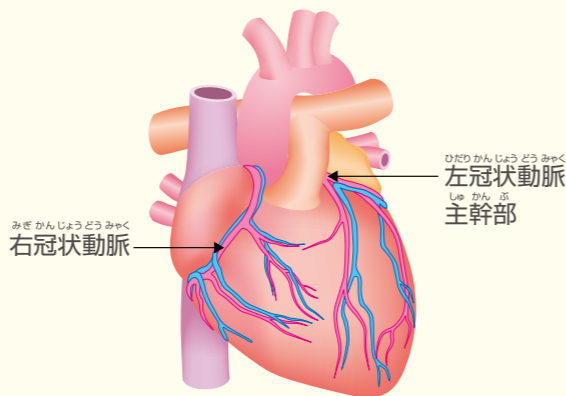
Q4 がんが診断確定され、入院・手術をしないで通院により治療する場合でも、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

がんが診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

Q5 「急性心筋梗塞」は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

「急性心筋梗塞」により「**治療のための入院を開始または手術を受けた**」時点で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません。

「心臓」の模式図

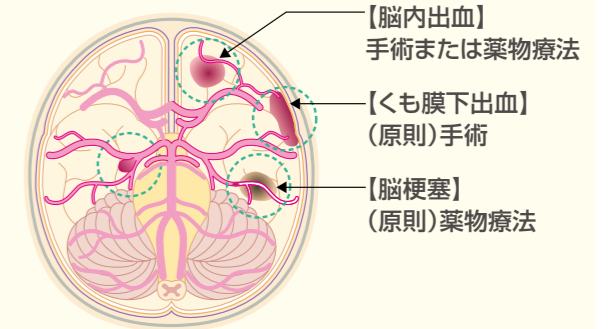


心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管(冠状動脈)に原因があって起こる病気です。

Q6 「脳卒中」は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

「脳卒中」により「**治療のための入院を開始または手術を受けた**」時点で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。「後遺症が継続」等の要件はありません。

「脳卒中」のイメージ図・治療方法



脳卒中とは「脳内出血」「くも膜下出血」「脳梗塞」をさします。

Q7 「7大疾病一時金」が「がん」と「6大疾病」でそれぞれ「2年に1回」が支払限度とはどういうことですか？

「7大疾病一時金」は、前回支払事由該当日から2年経過していれば、再度支払事由に該当することで、何度でもお受け取りいただけますが、その経過年数の判定を「がん」と「6大疾病」は別々に行うということです。具体的なお受取例はQ10をご覧ください。

Q8 「がん」と「6大疾病」でそれぞれ「2年に1回」が支払限度ということは、同時に「がん」と「6大疾病」の支払事由に該当した場合は、それぞれの疾病に対する「7大疾病一時金」を受け取れるということですか？

その通りです。
なお、「7大疾病初回一時金」は、「がん」と「6大疾病」を通算して、1回のみのお支払いとなります。

Q9 「がん」と「6大疾病」で2年に1回の支払限度をそれぞれ判定するのはなぜですか？

不安を感じる病気のアンケート結果※によると、「がん」を不安と感じていると回答した方が約半数(49.3%)となっており、がんに対する保障のニーズが高いことが分かります。一方、生活習慣病に対するリスクは、それぞれが独立したのではなく、例えば、「**肝硬変**」から「**肝臓がん**」を発症するといった合併症を引き起こすことがあります。そのため、「6大疾病」で一時金をお受け取りいただいた直後に、「がん」と診断確定された場合でも、がんに対する保障が途切れることがないように、2年に1回の支払限度を「がん」と「6大疾病」でそれぞれ判定することといたしました。

※朝日生命調べ

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

Q10 2回目以降の「7大疾病一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

2回目以降の「7大疾病一時金」のお受け取りは以下のとおりです。

「がん」「6大疾病」それぞれについて、前回の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後、新たに支払事由に該当したとき



ポイント 「がん」と「6大疾病」はそれぞれ、2年に1回のお支払いを判定いたします。

「がん」の場合

ケース1 前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後、がんと診断確定されたとき



ポイント がんと診断確定された時点で、その後の入院・手術等の有無に関わらず、お受け取りいただけます。

ケース2 前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後、がんの治療のために入院したとき



ケース3 前回の支払事由該当日から2年以内にがんの治療のために入院し、2年を経過した日の翌日に継続入院しているとき



ポイント がんの治療のために入院していれば、がんの診断確定の有無を問わずに、お受け取りいただけます。

「6大疾病」の場合

ケース4 前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後、新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために手術をしたとき

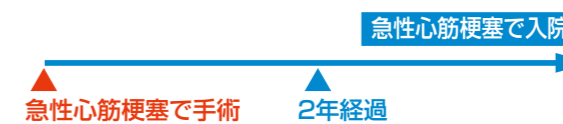


ポイント 新たに発病した急性心筋梗塞の手術を受けた時点で、お受け取りいただけます。

○
お受け取り
いただけます

「6大疾病」の場合

ケース5 前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後、新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院したとき



ケース6 前回の支払事由該当日から2年以内に新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院し、2年を経過した日の翌日に継続入院しているとき



ポイント 新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院していれば、お受け取りいただけます。

○
お受け取り
いただけます

2年以内に「がん」「6大疾病」の支払事由に該当した場合

ケース7 肝硬変で食道静脈瘤が破裂後、2年以内に肝臓がんと診断確定されたとき



ポイント 「がん」と「6大疾病」はそれぞれ支払限度を判定するので、どちらもお受け取りいただけます。

「がん」「6大疾病」それぞれについて、前回の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に、新たに支払事由に該当したとき



「がん」の場合

ケース8 「がん」の支払事由該当日から2年以内に、再度、がんと診断確定されたとき



ポイント 但し、がんで入院後、2年経過後も継続入院しているときは、お受け取りいただけます。

「6大疾病」の場合

ケース9 「6大疾病」の支払事由該当日から2年以内に、再度、6大疾病の支払事由に該当したとき



ポイント 「6大疾病」はまとめて、2年に1回のお支払いを判定いたします。

×
お受け取り
いただけません

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

契約年齢(歳)	保険料払込期間：終身				保険料払込期間：60歳払込満了			
	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計
	100万円	100万円	付加		100万円	100万円	付加	
15	1,430	660	96	2,186	2,230	870	116	3,216
16	1,480	680	97	2,257	2,330	910	117	3,357
17	1,530	710	97	2,337	2,420	950	119	3,489
18	1,590	730	97	2,417	2,530	990	121	3,641
19	1,630	760	98	2,488	2,640	1,030	123	3,793
20	1,690	790	98	2,578	2,750	1,080	125	3,955
21	1,760	820	99	2,679	2,880	1,130	126	4,136
22	1,820	850	99	2,769	3,020	1,180	128	4,328
23	1,890	890	100	2,880	3,150	1,240	130	4,520
24	1,960	930	100	2,990	3,300	1,300	133	4,733
25	2,050	970	101	3,121	3,470	1,360	136	4,966
26	2,130	1,010	101	3,241	3,650	1,430	138	5,218
27	2,220	1,050	102	3,372	3,830	1,510	141	5,481
28	2,300	1,100	102	3,502	4,030	1,590	145	5,765
29	2,400	1,150	103	3,653	4,250	1,670	148	6,068
30	2,510	1,200	104	3,814	4,480	1,760	151	6,391
31	2,630	1,250	105	3,985	4,730	1,860	156	6,746
32	2,740	1,310	105	4,155	5,010	1,970	160	7,140
33	2,860	1,370	106	4,336	5,290	2,080	164	7,534
34	2,990	1,430	107	4,527	5,620	2,210	170	8,000
35	3,130	1,500	108	4,738	5,960	2,340	175	8,475
36	3,260	1,570	109	4,939	6,330	2,480	181	8,991
37	3,420	1,640	110	5,170	6,740	2,630	187	9,557
38	3,570	1,710	111	5,391	7,170	2,800	195	10,165
39	3,740	1,790	112	5,642	7,650	2,980	202	10,832
40	3,910	1,870	113	5,893	8,170	3,180	211	11,561
41	4,090	1,950	114	6,154	8,750	3,400	220	12,370
42	4,280	2,040	115	6,435	9,390	3,640	231	13,261
43	4,490	2,130	116	6,736	10,110	3,910	242	14,262
44	4,700	2,230	118	7,048	10,900	4,210	256	15,366
45	4,920	2,330	119	7,369	11,810	4,550	271	16,631
46	5,160	2,440	120	7,720	12,860	4,940	288	18,088
47	5,420	2,550	122	8,092	14,060	5,390	308	19,758
48	5,700	2,670	123	8,493	15,450	5,920	331	21,701
49	5,980	2,800	125	8,905	17,100	6,530	359	23,989
50	6,300	2,940	127	9,367	19,020	7,250	392	26,662
51	6,680	3,110	129	9,919	21,560	8,210	433	30,203
52	7,090	3,280	130	10,500	24,760	9,400	484	34,644
53	7,520	3,470	133	11,123	28,840	10,920	549	40,309
54	7,970	3,670	135	11,775	34,240	12,940	636	47,816
55	8,440	3,870	137	12,447	41,680	15,730	757	58,167
56	8,930	4,080	139	13,149	—	—	—	—
57	9,450	4,300	141	13,891	—	—	—	—
58	9,970	4,530	143	14,643	—	—	—	—
59	10,510	4,760	145	15,415	—	—	—	—
60	11,060	4,990	147	16,197	—	—	—	—
61	11,550	5,200	150	16,900	—	—	—	—
62	12,040	5,400	152	17,592	—	—	—	—
63	12,560	5,620	154	18,334	—	—	—	—
64	13,100	5,840	156	19,096	—	—	—	—
65	13,680	6,080	159	19,919	—	—	—	—
66	14,290	6,330	161	20,781	—	—	—	—
67	14,930	6,610	164	21,704	—	—	—	—
68	15,620	6,900	167	22,687	—	—	—	—
69	16,330	7,190	169	23,689	—	—	—	—
70	17,070	7,510	172	24,752	—	—	—	—
71	17,840	7,840	175	25,855	—	—	—	—
72	18,640	8,190	179	27,009	—	—	—	—
73	19,480	8,560	182	28,222	—	—	—	—
74	20,300	8,930	185	29,415	—	—	—	—
75	21,120	9,310	188	30,618	—	—	—	—
76	21,890	9,680	191	31,761	—	—	—	—
77	22,600	10,030	193	32,823	—	—	—	—
78	23,280	10,380	196	33,856	—	—	—	—
79	23,930	10,730	198	34,858	—	—	—	—
80	24,560	11,080	200	35,840	—	—	—	—

(単位:円)

「保険料払込免除特則」非適用

契約年齢(歳)	保険料払込期間：終身				保険料払込期間：60歳払込満了			
	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計
	100万円	100万円	付加		100万円	100万円	付加	
15	1,170	660	86	1,916	2,000	870	111	2,981
16	1,220	680	86	1,986	2,100	910	112	3,122
17	1,260	710	86	2,056	2,190	950	114	3,254
18	1,310	730	86	2,126	2,290	990	115	3,395
19	1,350	760	86	2,196	2,400	1,030	117	3,547
20	1,400	790	86	2,276	2,510	1,080	119	3,709
21	1,460	820	86	2,366	2,630	1,130	120	3,880
22	1,510	850	86	2,446	2,760	1,180	122	4,062
23	1,570	890	86	2,546	2,890	1,240	124	4,254
24	1,630	930	86	2,646	3,030	1,300	127	4,457
25	1,700	970	86	2,756	3,190	1,360	129	4,679
26	1,770	1,010	86	2,866	3,360	1,430	131	4,921
27	1,840	1,050	86	2,976	3,530	1,510	134	5,174
28	1,910	1,100	86	3,096	3,720	1,590	137	5,447
29	1,990	1,150	86	3,226	3,930	1,670	140	5,740
30	2,080	1,200	86	3,366	4,140	1,760	143	6,043
31	2,170	1,250	86	3,506	4,380	1,860	147	6,387
32	2,260	1,310	86	3,656	4,640	1,970	151	6,761
33	2,350	1,370	86	3,806	4,900	2,080	155	7,135
34	2,450	1,430	86	3,966	5,210	2,210	160	7,580
35	2,560	1,500	86	4,146	5,530	2,340	165	8,035
36	2,660	1,570	86	4,316	5,880	2,480	170	8,530
37	2,780	1,640	86	4,506	6,260	2,630	176	9,066
38	2,890	1,710	86	4,686	6,660	2,800	183	9,643
39	3,020	1,790	86	4,896	7,120	2,980	190	10,290
40	3,140	1,870	86	5,096	7,610	3,180	198	10,988
41	3,270	1,950	86	5,306	8,160	3,400	207	11,767
42	3,410	2,040	86	5,536	8,770	3,640	217	12,627
43	3,560	2,130	86	5,776	9,450	3,910	228	13,588
44	3,710	2,230	86	6,026	10,210	4,210	241	14,661
45	3,870	2,330	86	6,286	11,080	4,550	255	15,885
46	4,030	2,440	86	6,556	12,080	4,940	272	17,292
47	4,210	2,550	86	6,846	13,230	5,390	291	18,911
48	4,400	2,670	86	7,156	14,570	5,920	313	20,803
49	4,590	2,800	86	7,476	16,160	6,530	340	23,030
50	4,800	2,940	86	7,826	18,020	7,250	372	25,642
51	5,050	3,110	86	8,246	20,480	8,210	412	29,102
52	5,320	3,280	86	8,686	23,580	9,400	461	33,441
53	5,600	3,470	86	9,156	27,550	10,920	525	38,995
54	5,890	3,670	86	9,646	32,830	12,940	610	46,380
55	6,190	3,870	86	10,146	40,160	15,730	730	56,620
56	6,500	4,080	86	10,666	—	—	—	—
57	6,830	4,300	86	11,216	—	—	—	—
58	7,160	4,530	86	11,776	—	—	—	—
59	7,500	4,760	86	12,346	—	—	—	—
60	7,850	4,990	86	12,926	—	—	—	—
61	8,160	5,200	86	13,446	—	—	—	—
62	8,470	5,400	86	13,956	—	—	—	—
63	8,790	5,620	86	14,496	—	—	—	—
64	9,130	5,840	86	15,056	—	—	—	—
65	9,490	6,080	86	15,656	—	—	—	—
66	9,870	6,330	86	16,286	—	—	—	—
67	10,260	6,610	86	16,956	—	—	—	—
68	10,680	6,900	86	17,666	—	—	—	—
69	11,120	7,190	86	18,396	—	—	—	—
70	11,570	7,510	86	19,166	—	—	—	—
71	12,040	7,840	86	19,966	—	—	—	—
72	12,530	8,190	86	20,806	—	—	—	—
73	13,040	8,560	86	21,686	—	—	—	—
74	13,550	8,930	86	22,566	—	—	—	—
75	14,070	9,310	86	23,466	—	—	—	—
76	14,570	9,680	86	24,336	—	—	—	—
77	15,060	10,030	86	25,176	—	—	—	—
78	15,550	10,380	86	26,016	—	—	—	—
79	16,030	10,730	86	26,846	—	—	—	—
80	16,520	11,080	86	27,686	—	—	—	—

(単位:円)

「保険料払込免除特則」適用

契約年齢(歳)	保険料払込期間：終身				保険料払込期間：60歳払込満了			
	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計
	100万円	100万円	付加		100万円	100万円	付加	
15	1,510	830	97	2,437	2,330	1,100	118	3,548
16	1,560	850	97	2,507	2,410	1,140	119	3,669
17	1,600	880	98	2,578	2,510	1,190	121	3,821
18	1,650	910	98	2,658	2,600	1,230	122	3,952
19	1,700	940	98	2,738	2,710	1,280	124	4,114
20	1,750	970	99	2,819	2,830	1,340	127	4,297
21	1,810	1,000	99	2,909	2,940	1,400	128	4,468
22	1,860	1,040	100	3,000	3,060	1,460	130	4,650
23	1,920	1,070	100	3,090	3,200	1,520	132	4,852
24	1,980	1,110	100	3,190	3,340	1,590	136	5,066
25	2,040	1,140	101	3,281	3,490	1,660	138	5,288
26	2,100	1,170	101	3,371	3,640	1,720	140	5,500
27	2,160	1,200	102	3,462	3,800	1,790	143	5,733
28	2,220	1,240	102	3,562	3,970	1,870	147	5,987
29	2,290	1,270	103	3,663	4,150	1,950	150	6,250
30	2,350	1,310	103	3,763	4,350	2,040	153	6,543
31	2,430	1,350	104	3,884	4,570	2,130	158	6,858
32	2,510	1,390	105	4,005	4,800	2,230	162	7,192
33	2,590	1,430	105	4,125	5,050	2,340	167	7,557
34	2,670	1,470	106	4,246	5,320	2,460	172	7,952
35	2,760	1,520	107	4,387	5,590	2,590	178	8,358
36	2,840	1,560	107	4,507	5,900	2,720	183	8,803
37	2,930	1,610	108	4,648	6,240	2,870	190	9,300
38	3,030	1,660	109	4,799	6,590	3,030	197	9,817
39	3,120	1,710	109	4,939	6,990	3,200	204	10,394
40	3,220	1,760	110	5,090	7,420	3,390	213	11,023
41	3,330	1,810	111	5,251	7,900	3,600	222	11,722
42	3,430	1,860	111	5,401	8,420	3,840	233	12,493
43	3,540	1,920	112	5,572	9,010	4,100	245	13,355
44	3,660	1,970	113	5,743	9,670	4,390	258	14,318
45	3,770	2,030	114	5,914	10,420	4,720	273	15,413
46	3,890	2,090	114	6,094	11,270	5,090	290	16,650
47	4,030	2,160	115	6,305	12,250	5,530	310	18,090
48	4,150	2,220	116	6,486	13,380	6,030	332	19,742
49	4,290	2,290	117	6,697	14,700	6,630	360	21,690
50	4,430	2,350	117	6,897	16,240	7,320	392	23,952
51	4,600	2,440	118	7,158	18,300	8,240	433	26,973
52	4,770	2,530	119	7,419	20,840	9,390	482	30,712
53	4,960	2,620	120	7,700	24,100	10,870	547	35,517
54	5,150	2,720	121	7,991	28,440	12,850	632	41,922
55	5,350	2,820	122	8,292	34,460	15,590	753	50,803
56	5,550	2,930	122	8,602	—	—	—	—
57	5,760	3,040	123	8,923	—	—	—	—
58	5,980	3,160	124	9,264	—	—	—	—
59	6,210	3,280	125	9,615	—	—	—	—
60	6,460	3,410	126	9,996	—	—	—	—
61	6,670	3,520	127	10,317	—	—	—	—
62	6,910	3,640	128	10,678	—	—	—	—
63	7,170	3,780	130	11,080	—	—	—	—
64	7,440	3,920	131	11,491	—	—	—	—
65	7,760	4,080	133	11,973	—	—	—	—
66	8,110	4,260	134	12,504	—	—	—	—
67	8,500	4,460	136	13,096	—	—	—	—
68	8,910	4,670	138	13,718	—	—	—	—
69	9,350	4,900	140	14,390	—	—	—	—
70	9,810	5,130	142	15,082	—	—	—	—
71	10,300	5,380	144	15,824	—	—	—	—
72	10,810	5,640	147	16,597	—	—	—	—
73	11,330	5,910	149	17,389	—	—	—	—
74	11,840	6,170	151	18,161	—	—	—	—
75	12,330	6,430	153	18,913	—	—	—	—
76	12,800	6,690	155	19,645	—	—	—	—
77	13,260	6,940	156	20,356	—	—	—	—
78	13,700	7,200	158	21,058	—	—	—	—
79	14,130	7,460	159	21,749	—	—	—	—
80	14,540	7,710	161	22,411	—	—	—	—

(単位:円)

「保険料払込免除特則」非適用

契約年齢(歳)	保険料払込期間：終身				保険料払込期間：60歳払込満了			
	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計	新7大疾病一時金保険S	7大疾病初回一時金特約S	先進医療特約S	合計
	100万円	100万円	付加		100万円	100万円	付加	
15	1,230	830	86	2,146	2,070	1,100	111	3,281
16	1,270	850	86	2,206	2,150	1,140	112	3,402
17	1,310	880	86	2,276	2,240	1,190	114	3,544
18	1,350	910	86	2,346	2,330	1,230	115	3,675
19	1,390	940	86	2,416	2,430	1,280	117	3,827
20	1,430	970	86	2,486	2,540	1,340	119	3,999
21	1,480	1,000	86	2,566	2,650	1,400	120	4,170
22	1,520	1,040	86	2,646	2,760	1,460	122	4,342
23	1,570	1,070	86	2,726	2,890	1,520	124	4,534
24	1,620	1,110	86	2,816	3,020	1,590	127	4,737
25	1,670	1,140	86	2,896	3,160	1,660	129	4,949
26	1,720	1,170	86	2,976	3,300	1,720	131	5,151
27	1,760	1,200	86	3,046	3,450	1,790	134	5,374
28	1,810	1,240	86	3,136	3,600	1,870	137	5,607
29	1,860	1,270	86	3,216	3,770	1,950	140	5,860
30	1,910	1,310	86	3,306	3,960	2,040	143	6,143
31	1,970	1,350	86	3,406	4,160	2,130	147	6,437
32	2,030	1,390	86	3,506	4,370	2,230	151	6,751
33	2,090	1,430	86	3,606	4,600	2,340	155	7,095
34	2,150	1,470	86	3,706	4,850	2,460	160	7,470
35	2,220	1,520	86	3,826	5,100	2,590	165	7,855
36	2,280	1,560	86	3,926	5,390	2,720	170	8,280
37	2,350	1,610	86	4,046	5,710	2,870	176	8,756
38	2,420	1,660	86	4,166	6,040	3,030	183	9,253
39	2,490	1,710	86	4,286	6,410	3,200	190	9,800
40	2,560	1,760	86	4,406	6,820	3,390	198	10,408
41	2,640	1,810	86	4,536	7,270	3,600	207	11,077
42	2,710	1,860	86	4,656	7,770	3,840	217	11,827
43	2,790	1,920	86	4,796	8,330	4,100	228	12,658
44	2,880	1,970	86	4,936	8,960	4,390	241	13,591
45	2,960	2,030	86	5,076	9,680	4,720	255	14,655
46	3,050	2,090	86	5,226	10,500	5,090	272	15,862
47	3,150	2,160	86	5,396	11,440	5,530	291	17,261
48	3,240	2,220	86	5,546	12,540	6,030	313	18,883
49	3,340	2,290	86	5,716	13,830	6,630	340	20,800
50	3,440	2,350	86	5,876	15,340	7,320	372	23,032
51	3,560	2,440	86	6,086	17,360	8,240	412	26,012
52	3,690	2,530	86	6,306	19,860	9,390	461	29,711
53	3,830	2,620	86	6,536	23,080	10,870	525	34,475
54	3,970	2,720	86	6,776	27,380	12,850	610	40,840
55	4,110	2,820	86	7,016	33,360	15,590	730	49,680
56	4,260	2,930	86	7,276	—	—	—	—
57	4,410	3,040	86	7,536	—	—	—	—
58	4,570	3,160	86	7,816	—	—	—	—
59	4,740	3,280	86	8,106	—	—	—	—
60	4,920	3,410	86	8,416	—	—	—	—
61	5,070	3,520	86	8,676	—	—	—	—
62	5,240	3,640	86	8,966	—	—	—	—
63	5,420	3,780	86	9,286	—	—	—	—
64	5,610	3,920	86	9,616	—	—	—	—
65	5,830	4,080	86	9,996	—	—	—	—
66	6,060	4,260	86	10,406	—	—	—	—
67	6,320	4,460	86	10,866	—	—	—	—
68	6,590	4,670	86	11,346	—	—	—	—
69	6,880	4,900	86	11,866	—	—	—	—
70	7,180	5,130	86	12,396	—	—	—	—
71	7,500	5,380	86	12,966	—	—	—	—
72	7,830	5,640	86	13,556	—	—	—	—
73	8,170	5,910	86	14,166	—	—	—	—
74	8,510	6,170	86	14,766	—	—	—	—
75	8,840	6,430	86	15,356	—	—	—	—
76	9,170	6,690	86	15,946	—	—	—	—
77	9,500	6,940	86	16,526	—	—	—	—
78	9,820	7,200	86	17,106	—	—	—	—
79	10,140	7,460	86	17,686	—	—	—	—
80	10,460	7,710	86	18,256	—	—	—	—

(単位:円)

ご留意いただきたい事項

お取り扱い

	新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
最低取扱金額	30万円～(10万円単位)	20万円～(10万円単位)*1
告知書扱いの最高取扱金額	7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額を合計*2して 15～59歳・・・500万円まで 60～80歳・・・300万円まで	
契約年齢	15～80歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)／終身払／10年払込満了(契約者が法人(会社)に限ります)	
保険料払込方法(回数)	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)	
最低保険料	(付加特約の保険料を含んで)月払：800円、年払：8,800円	
備考	*1 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sを付加しないことも可能です。 その場合、7大疾病初回一時金のお支払いはありません。 *2 朝日生命の同種の保障を通算します。	

※お取扱いは募集代理店により異なります。

保障内容

無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S

以下の支払事由に該当したときに、7大疾病一時金・7大疾病初回一時金をお支払いします。

		支払事由
6 大 疾 病	がん	がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき
	急性心筋梗塞 または 拡張型心筋症	急性心筋梗塞・拡張型心筋症で1日以上入院をされたとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	脳卒中 または 脳動脈瘤	脳卒中で1日以上入院をされたとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき 脳動脈瘤が破裂したとき、または脳動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	慢性腎不全	慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始されたとき、または慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けられたとき
	肝硬変	肝硬変による食道静脈瘤が破裂したとき、肝硬変による食道静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき、または、肝硬変の治療を直接の目的として肝移植手術を受けられたとき
	糖尿病	糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として所定の手術を初めて受けられたとき、糖尿病による糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手指以上または1足指以上について所定の切断術を受けられたとき
	高血圧性疾患	高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤が破裂したとき、または高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき

※がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

〈7大疾病一時金の2回目以降のお支払いについて〉

がんによる7大疾病一時金、6大疾病による7大疾病一時金それぞれについて、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したときは、新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金をお支払いします。

※拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。

※急性心筋梗塞、脳卒中については新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤については新たに生じていることが必要となります。

※がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したときは、その日にがんを診断確定されたものとして取り扱います。

※がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日にがんを診断確定されたものとして取り扱います。

※6大疾病による7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。

〈保障内容に関する注意事項〉

- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にかんがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S(付加特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いいたしません。
- 同時期にかんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。
- 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sの7大疾病初回一時金のお支払いは1回限りです。

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

先進医療による療養を受けたとき、先進医療給付金(先進医療の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として病院または診療所によって定められた金額))と先進医療見舞金(先進医療給付金額の10%相当額)をお支払いします。

〈保障内容に関する注意事項〉

- お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る)をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。

保険料払込免除特則

- 「保険料払込免除特則」を適用することで、悪性新生物(上皮内新生物を含みません)と診断確定、または6大疾病で所定の状態の場合、以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
悪性新生物による保険料の払込免除	悪性新生物(上皮内新生物を含みません)と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	7大疾病一時金の急性心筋梗塞または拡張型心筋症、脳卒中または脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患の支払事由と同様

※悪性新生物を原因とする保険料払込免除の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

- 「保険料払込免除特則」の適用・非適用にかかわらず、ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除となります。

■ 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過すると、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

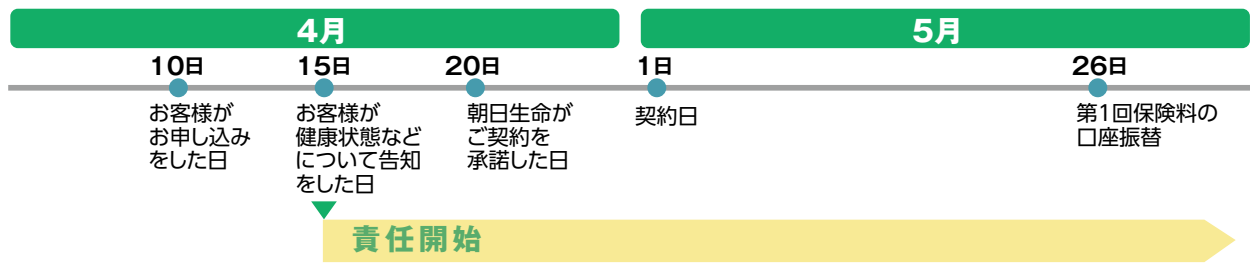


この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

ご契約にあたって

お申し込み後、ご契約成立までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

「責任開始に関する特約S」を付加した月払口座振替契約の例



上記以外の月払口座振替契約の例



※保険料口座振替日は、毎月26日（一部の金融機関では27日）となります（金融機関休業日のときは、翌営業日となります）。
※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。
※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約をお申し込みいただけますようお願いいたします。また、特に重要な事項については、「契約概要」・「注意喚起情報」・「お申込内容控」もあわせてご確認ください。

〔「ご契約のしおり・約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について
- 健康状態、職業などの告知義務について
- 保障の責任開始の時について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎️ 0120-360-567 までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- 「スマイルセブンα」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは朝日生命保険相互会社が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- 「スマイルセブンα」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

引受保険会社

朝日生命保険相互会社

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
ホームページアドレス／<http://www.asahi-life.co.jp>

☎️ 0120-360-567

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
（12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

☎️ 朝日A-29-39(29.5.30)代業(170523)(29.6)OT